

伊勢原市ペットボトル中間処理業務 選定委員会設置要領

1 設置

標記の業務を行う者をプロポーザル方式により選定するにあたり、透明性・公平性を確保するため、伊勢原市ペットボトル中間処理業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

選定委員会は、候補者の選定に関し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 応募書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) その他候補者の選定を適正に行うために必要な事務。

3 組織

選定委員会は、委員6名以内をもって組織する。

- (1) 選定委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。
- (2) 選定委員会に委員長を置き、経済環境部長をもって充てる。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- (4) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 選定委員が欠席する場合は、選定委員会が認めた場合に限り、代理人に選定委員会への出席及び選定にかかる権限を委任できる。

4 会議

選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- (1) 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- (2) 会議の議事は、出席委員の半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (3) 委員長は、選定の過程において専門的知識が必要な場合等は、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 守秘義務

委員は、選定委員会の会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 庶務

選定委員会の庶務は、清掃リサイクル課において処理する。

7 委任

この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表1

委 員	人数
清掃美化審議会会長	1
衛生委員会会長	1
秦野市伊勢原市環境衛生組合事務局長	1
副市長	1
経済環境部長	1
清掃リサイクル課長	1
合計	6